○総務省告示第百五十八号

緊急消防援助隊に関する政令（平成十五年政令第三百七十九号）第六条第二項の規定に基づき、国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額（平成十六年総務省告示第二百八十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年度分の補助金から適用する。

平成二十四年四月六日

総務大臣　川端　達夫

第一条の表を次のように改める。

区分		施設の種類		基準額（単位千円）
消防用自動車	消防ポンプ自動車	災害対応特殊消防ポンプ自動車	ＣＤ－Ⅱ型	15,969
			ＣＤ－Ⅰ型	12,753
		災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	Ⅱ型	17,793
			Ⅰ－Ｂ型	17,367
			Ⅰ－Ａ型	16,014
		災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	Ⅴ型	58,590
			Ⅳ型	48,777
			Ⅲ型	41,067
			Ⅱ型	25,437
			Ⅰ型	23,439
			大Ⅱ型	81,726
			大Ⅰ型	67,194
	救助工作車	救助工作車	Ⅳ型	22,000
			Ⅲ型	37,602
			Ⅱ型	23,508
	救急自動車	災害対応特殊救急自動車		19,870
		災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	38m級	125,292
			30m級	98,538
			24m級	85,221
			18m級	68,613
			15m級	61,230
		災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車	20m級	83,637
			15m級	64,386
		災害対応特殊高発泡車		15,414
	その他の消防用自動車	災害対応特殊屈折放水塔車		38,838
		災害対応特殊大型高所放水車		82,119
		災害対応特殊泡原液搬送車		20,775
		特殊災害対応自動車		99,699
		支援車	Ⅰ型	37,874
			Ⅱ型	34,687
			Ⅲ型	11,733
			Ⅳ型	8,514
		海水利用型消防水利システム		149,000
		災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車		24,453
航空機		救助消防ヘリコプター		480,000
消防艇		広域応援対応型消防艇	60ｔ級を超えるもの	消防庁長官が定める額
			60ｔ級	237,183
			30ｔ級	167,229
消防用資機材	救助用資機材	救助用資機材		26,234
		高度救助用資機材		25,328
		高度探査装置		70,544
	救急用資機材	高度救命処置用資機材	気道確保用資機材一式	834
			ビデオ喉頭鏡	640
			自動体外式除細動器（二相波形式）	1,937
			輸液用資機材一式	759
			血中酸素飽和度測定器	507
			心電計及び心電図伝送装置	864
			心電図受信装置	2,823
			自動車電話	268
			パーソナルコンピュータ	288